

2010年度平和フォーラム制度・政策要求

《制度政策要求のとりくみについて》

平和フォーラムではそれぞれの運動課題について、より具体的に推進するために制度政策要求をまとめました。

とくに今年度は、政権交代によって誕生した鳩山連立政権のもとで、民意から遠く離れたこれまでの自民党政治を大きく転換させるためにも、平和フォーラムの掲げる制度政策要求の実効性が問われています。私たちはこの制度政策要求について、さまざまな場面をつうじて政府・与党に働きかけるとともに、労働団体、市民団体、各研究機関との共有化にとりくみ、大きな民意をつくりだしていかなければなりません。

そういった観点から、2010年度平和フォーラム制度・政策要求について以下のとおりまとめました。

I 憲法（全体）に関する制度・政策

1. 憲法前文・9条をはじめ憲法の平和主義を制度・政策の基本に据えるとともに、人権・民主主義に関わるものについては国際的な水準・到達点に立って改善・発展させるよう求めます。（全省庁）
2. 憲法の有効性を高め、議論する場を国会はもとより広く保障することを求めます。とりわけ、市民の意見を活かす場を尊重することを求めます。（全省庁）
3. 憲法第96条に示された憲法改正のための国民投票など、憲法上の制度・整備にあたっては、憲法理念に基づき民主主義、人権尊重の立場を貫くことを求めます。参議院特別委員会で18項目の附帯決議がついた「改憲手続き法」による憲法審査会の活動はおこなわず、同法の見直しを求めます。総務省の「国民投票制度準備等関係経費」を凍結し、広報や投票人名簿システム構築の中止を求めます。（衆議院、参議院、総務省など）

II 国際化に対応した制度・政策

1. 憲法の理念を国際的な平和・人権・民主主義の到達点に立って発展させるため、関連する国際諸条約を完全批准し、また、発効に向けた努力を求めます。国連の決議・決定を尊重することを求めます。（内閣府、外務省、法務省、厚生労働省、防衛省ほか各省庁）
 - ① C T B T（包括的核実験禁止条約）などすでに批准済みのものは発効に向けた国際的な努力を求めます。
 - ② 未だ批准していない人権諸条約（30条約中18条約、自由権規約選択議定書＝個人通報制度、自由権第2選択議定書＝死刑廃止、ジェノサイド条約、戦争犯罪者時効条約、奴隷条約、無国籍者条約、移民労働者条約、障がい者権利条約など）の早期批准を求

めます。

- ③人種差別撤廃条約などの国内留保条項の撤廃や、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准を求めます。また「男女共同参画第3次基本計画」への女性差別撤廃委員会からの勧告内容の反映とそのことを基本にした民法改正と暫定的措置の実施を求めます
- ④「紛争の防止、解決と平和構築に女性が重要な役割をもつことを再確認し、それらの意志決定機関の参画を高める」とした「国連安保理決議1325号」の尊重と、日本における具体化を求めます。
- ⑤クラスター爆弾に続いて劣化ウラン弾など非人道的兵器の使用や小火器兵器の禁止・規制などの諸条約の制定に積極的にとりくむことを求めます。劣化ウラン弾の国際的な影響調査の実施を求めます。
- ⑥国際諸条約（とくに人権諸条約）の早期和訳・公表を求めます。

- 2. ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の2015年までの実現など、国際的に連携した「人間の安全保障」のとりくみと国内適用を求めます。また、ODA基本法等を制定することを求めます。（内閣府ほか省庁）
- 3. 憲法記念日・週間（5月）、世界人権デー・週間（12月）、国連の設定した国際年などにおけるさまざまなとりくみをはじめ、政府・自治体による平和・人権啓発のとりくみの徹底を求めます。（内閣府、総務省ほか全省庁）
- 4. 在日外国人が増大し、裁判をはじめ法律に関与する場面も増大していることを踏まえ、憲法をはじめ基本六法などの多国語訳化（英語はもとより中国語・韓国朝鮮語・ロシア語・仏語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語なども）を求めます。（内閣府、総務省、外務省、法務省）

Ⅲ 平和・安全保障に関する制度・政策

- 1. 国際紛争は国連の場で平和的に解決できるよう、国際社会への働きかけを求めます。日朝国交正常化や日ロ平和条約の締結など、東北アジアの平和環境を醸成する友好外交推進を求めます。（内閣府、外務省、総務省）
 - ①日本独自の平和外交政策の策定・推進を求めます。
 - ②「日朝ピョンヤン宣言」に基づき、早急に日朝国交正常化をするよう求めます。
 - ③東北アジアの非核化をはじめ、積極的に核軍縮の実現をめざすことを求めます。
 - ④自治体・民間団体・NGOなどの国際交流や外交を促進し、地域の平和システムづくりへの努力を求めます。
- 2. 在日米軍再編合意などの日米安全保障条約による軍事同盟関係強化をやめ、日米友好条約へと転換することを求めます。（内閣府、外務省、防衛省）
 - ①沖縄の米軍基地負担の削減を求めます。
 - ②普天間基地の沖縄県内での移設は、負担を増やすこととなります。普天間基地の沖

縄県内への移設を中止し、日本国内での移設断念を求めます。

- ③自民党政府が米国政府と合意した在日米軍再編には、国会審議を経ても明らかにされなかった問題点が多々あります。また自民党政府の「アメとムチ」政策で一旦は再編に合意した自治体からも、見直しを求める声が上がりに始めているなかで、在日米軍再編合意の抜本的見直しを求めます。
- ④日米地位協定は、在日米軍・軍人・家族の特権的な地位を認めています。このような不平等な日米地位協定の見直しを求めます。
- ⑤平和と友好を基調にした日米関係構築のため、新たな平和条約の締結を求めます。

3. 自衛隊の縮小を求めます。自衛隊の任務を限定し、海外派兵を禁ずるとともに平和基本法の制定を求めます。(内閣府、防衛省)

- ①自民党政権下で成立した有事法・有事関連法・周辺事態法などは、市民・労働者の私権を制限するとともに、日常的に訓練をおこなうことであたかも日本で戦争が起きるかのような意識を市民に持たせるものです。これら諸法の根本的な見直しを求めます。
- ②日本がおこなうべき平和貢献は、非軍事・文民・民生に限るべきです。地域紛争に対処する国連行動に協力する際には、自衛隊の派遣ではなく、文民による民生支援の優先を求めます。
- ③自衛官の自殺が続いています。表面化されていないいじめやセクハラなどもあるようです。自衛官の人権に配慮し、オンブズマン制度などの導入を求めます。

IV 多文化・多民族共生社会に向けた事項などその他の制度・政策

1. 戦後補償・戦争責任を明確にすると同時に歴史認識を共有するための努力を求めます。韓国併合100年の節目に当たり、併合条約が日本の強制によるもので無効であることと植民地責任を認め、謝罪・反省する「首相談話」など政府見解を明らかにすることを求めます。(内閣府・総務省・文科省・厚労省・最高裁判所など各級裁判所)

- ①戦争に関する資史料を情報公開し、歴史的事実の解明に寄与することを求めます。
- ②戦前、戦後の日本の戦争責任を明確に謝罪し、援護法からの国籍条項撤廃などすべての被害者に差別のない補償を国の責任で行うことを求めます。
- ③欧米各国、フィリピン、韓国などの議会で相次ぐ「慰安婦問題」決議を真摯に受け止め、首相は公式謝罪表明し、戦争責任を明確にした歴史教育をすすめることを求めます。
- ④強制連行など戦争時の韓国・朝鮮人犠牲者の遺骨調査を進め、早期返還を求めます。
- ⑤中国人強制連行、慰安婦、残留孤児問題をはじめさまざまな裁判に当たり、裁判所による事実認定は確定してきています。国家無答責、時効や条約などを理由とした国・企業の責任回避をせずに、被害者に対する救済措置を求めます。
- ⑥千鳥ヶ淵墓苑を、外国人を含むすべての戦争犠牲者の無宗教の施設として国賓などが追悼できるようにすることを求めます。
- ⑦アジアや世界の人々とともに戦争にかかわる歴史認識を共有するための資料公開施設

や相互の教科書意見交換などを行う官・民、内外の活動を奨励するよう求めます。

2. 在日定住外国人などの人権確立、多文化・多民族共生の民主主義に向けた制度・政策を確立することを求めます。(法務省、総務省、文部科学省)

- ①憲法の理念に反して改悪された教育基本法を実効化しないでください。憲法の理念のもとに国際化時代に応じた多文化・多民族共生と平和・人権の教育を推進・奨励を求めます。
- ②国連人権委員会2006年ディエン報告や国連人種差別撤廃委員会2010年日本審査最終見解などの改善勧告の実現を求めます。定住外国人の地方参政権を確立する法律の制定、入管法や外登法などの生体認証(指紋押捺)、「在留カード」制など個人情報管理をやめるなど入管制度の抜本的改善、難民の受け入れなどを積極的に行うなど、在日外国人の権利確立を求めます。子どもの権利条約の趣旨に基づき朝鮮学校をはじめ在日外国人学校の学校教育法における「1条校」並みの待遇を求めます。朝鮮高校をはじめすべての外国人学校を高校無償化の対象とするよう求めます。
- ③実効性ある人権教育啓発の具体化、「国連人権の10年」につづく次の「10年」に向けたとりくみを求めます。独立性と実効性のある国内人権機関の設置と差別禁止法制定を求めます。社会的・文化的差別をなくす男女共同参画社会計画の実行を求めます。

3. 教科書問題について下記項目について要請します。(文部科学省)

- ①アジアや世界の人々とともに戦争にかかわる歴史認識を共有するための資料公開施設の設置や相互の教科書意見交換などをおこなう官・民、内外の活動を奨励することを要請します。
- ②2008年度使用高校歴史教科書の沖縄戦における「集団自決」に関する「教科書検定意見」を撤回することを求めます。また、教科書検定において沖縄県民の感情に配慮するよう「沖縄条項(仮称)」を設けることを要請します。
- ③1995年の閣議決定に基づく「村山首相談話」で示された、近現代の東アジアについての政府の公式な歴史認識にたった、教科書検定をおこなうことを要請します。
- ④教科書検定制度の第三者機関への移行を含め、弾力化・透明化への制度改革をおこなうことを求めます。また、平成2年3月20日付の文科省初等中等教育局長通知「教科書の採択の在り方の改善について」および平成9年9月11日付の文科省初等中等教育局長通知「教科書採択の改善について」に示されているように、教科書採択に関しては学校採択を目途に、地域の保護者や現場の教職員の意志が反映できるよう「採択地区の小規模化」にむけてとりくむことを要請します。

4. 司法制度・地方自治などの民主主義についての制度・政策を確立することを求めます。(裁判所、法務省、総務省、衆議院、参議院)

- ①最高裁判所裁判官国民審査の投票を○×式にするなど、投票した人の意思が結果に反映する方法にすることを求めます。司法改革で、市民に開かれたものとする原則を確立し、裁判員制度導入は抜本的に見直すよう求めます。狭山差別裁判など、えん罪事件を起こさせないため、再審制度の確立や、代用監獄を廃止してください。当面、

「取調べの録画・録音による可視化」を実現することを求めます。

- ②「共謀罪」設置のための法律や外国人管理を強化する出入国管理制度の改定などの「テロ対策」を口実とした人権侵害法を制定せず、「盗聴法」（組織犯罪対策法）などを廃止し監視社会の危険性からの転換を求めます。

V 核兵器廃絶に関する制度・政策

1. 東北アジアの安全保障を構築するための非核政策の強化・実現について（内閣府、外務省、経済産業省、文部科学省、防衛省）
 - ①非核三原則の厳守とともに法制化にむけた具体的行動を要請します。
 - ②アメリカの核抑止力からの離脱とともに東北アジアの非核地帯創設を求めます。
 - ③MDシステムの導入中止とイーゼス艦や地上発射のパトリオット、Xバンドレーダーの導入や配備の中止を求めます。
 - ④北朝鮮の非核化に向けて、六カ国協議の進展を求めます。
2. 核兵器保有国・軍縮に対する日本政府の態度について（内閣府、外務省、経済産業省）
 - ①C T B T（包括的核実験禁止条約）の発効に向けた国際的な努力を要請します。
 - ②カットオフ条約の即時交渉開始を要請します。
 - ③核兵器全面禁止条約締結のための早期交渉開始を求めます。
 - ④核兵器保有国に対し、未臨界核実験の中止を求めます。
 - ⑤米口の核の警戒態勢の解除を求めます。
 - ⑥核保有国に核の先制不使用宣言と消極的安全保障を働きかけるよう要請します。
 - ⑦インドやパキスタン、イスラエル、イラン、北朝鮮などの核開発と核兵器の放棄を働きかけるよう要請します。
 - ⑧劣化ウラン弾の使用禁止を国際条約とするよう求めます。
3. 軍縮・核不拡散教育の強化とヒロシマ・ナガサキの実相を国内外に広めることについて（内閣府、外務省、文部科学省）
 - ①学校教育の中で平和教育の充実を求めます。
 - ②被爆の実相を伝える国内外での取り組み強化を求めます。
 - ③ヒロシマ・ナガサキの実相を広く国内外に伝えることを求めます。
 - ④軍縮・核不拡散に向けてNGOや市民団体、自治体などとの連携強化を求めます。

VI ヒバクシャの権利確立に関する制度・政策

1. 広島・長崎の被爆者援護法の抜本的改正と被爆者の権利確立を求めます（内閣府、厚生労働省）
 - ①原爆症認定基準及び認定作業の抜本的見直しを要請します。
 - ②被爆者援護法に国家補償を明記するよう求めます。

- ③「被爆者援護法」について、被爆二世以降および在外被爆者とその後の世代への適用を明記する改正を求めます。
- ④全ての在外被爆者に被爆者援護法を適用し、被爆者の平等な援護と居住国での申請を可能にするよう求めます。
- ⑤朝鮮民主主義人民共和国の被爆者について、実態の把握をおこなうとともに速やかな被爆者援護法の適用を求めます。
- ⑥被爆体験者を被爆者援護法の枠内に位置づけるよう求めます。
- ⑦黒い雨地域の実情の再調査とともにそれに合わせた対策を講じることを求めます。

2. 被爆二世・三世への援護の推進について（内閣府、厚生労働省）

- ①単年度措置でおこなわれている被爆二世健康診断を法制化し、ガン検診など制度の充実を求めます。
- ②被爆二世に対して「被爆二世健康手帳」の発行を求めます。
- ③放射線影響研究所において、被爆者・被爆二世の健康調査の継続ならびに内容の充実を図り、その施設環境の整備を要請します。また被爆三世についての健康調査の検討を求めます。
- ④在外被爆二世に対する「被爆二世健診」については、居住国の医療機関で受診できるような措置を求めます。
- ⑤被爆三世以降の世代についても援護の充実を求めます。

3. ビキニやJCO臨界事故ヒバクシャ、放射線作業被害者などに対する実態調査と援護について（内閣府、経済産業省、厚生労働省）

- ①被曝（爆）が原因で起こる様々な障害については被爆者援護法と同等の措置を講ずるよう求めます。
- ②放射線作業の被曝基準（線量限度）の低減を求めます。

VII 原子力政策の転換に関する制度・政策

1. プルトニウム利用政策の見直しについて（内閣府、経済産業省、文部科学省）

- ①六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の中止と核燃料サイクル計画の見直しを求めます。
- ②もんじゅの運転再開を中止し廃炉とすることを求めます。
- ③各地で行われるプルサーマル計画を白紙撤回するよう求めます。

2. 原子力政策の根本的な転換について（内閣府、経済産業省、文部科学省、総務省、環境省）

- ①原子力政策大綱や原子力立国計画の根本的な見直しと脱原発に向けた政策転換を求めます。
- ②原子力の安全規制行政を原子力推進行政庁の経済産業省から分離し、内閣府または環境省へ移行させ、安全行政の独立と透明性を高めるよう要請します。合わせて情

報公開の徹底を求めます。

- ③大間、上関などの原発の新增設を中止するよう求めます。
- ④現行の高レベル廃棄物の埋設処分計画や中間貯蔵施設建設中止を求めます。
- ⑤原発震災に対する対策を強化するとともに、原子力施設周辺の活断層調査実施を求めます。
- ⑥中越沖地震が襲った柏崎刈羽原発は廃炉とし、東海地震が想定される浜岡原発や老朽化原発は運転中止し、廃炉にすることを求めます。
- ⑦原子力空母の横須賀母港化を撤回するよう要請します。
- ⑧自然エネルギー推進のための法制度の確立と研究開発の強化を求めます。
- ⑨地球温暖化対策基本法から原子力の活用を外すよう求めます。

VIII 環境・食・水・森林、農林業問題に関する制度・政策

- 1. 地球温暖化問題について（環境省、経済産業省、農林水産省）
 - ①温室効果ガスの削減のため、企業への排出削減の義務づけ、温暖化に関する課税（環境税・炭素税）など、削減効果のある具体的な政策を推進することを求めます。
 - ②太陽光・風力など自然（再生可能）エネルギーや食品・木材など残廃物のバイオマス資源等の利活用を推進するため、法制度の整備とともに必要財源を助成することを求めます。
- 2. 森林・水・化学物質問題について（環境省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省）
 - ①国土の保全、木材の供給、水資源の涵養および二酸化炭素の吸収・固定など、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、「森林・林業基本計画」で定めた森林整備の推進、地域材の利用促進、労働力対策等の目標達成に向けた各種施策の着実な推進と、その必要財源を確保することを求めます。
 - ②違法に伐採された木材の輸入・使用は行わないことを求めます。そのため、合法的に伐採された木材の認証システムを確立することを求めます。また、WTOやFTA交渉で木材の関税削減・撤廃をおこなわないことを求めます。
 - ③健全な水循環の構築のため、水の公共性を位置づけた、水に関係する上位法としての「水基本法」を制定することを求めます。
 - ④合成洗剤をはじめ、有害な化学物質を規制・管理するための「化学物質政策基本法」（仮称）や表示制度を制定することを求めます。
- 3. 貿易自由化やWTO・FTA交渉問題について（外務省、農林水産省、環境省）
 - ①食料の安全保障のため、国内の食料自給率の向上と農業・農村の多面的機能の発揮、各国の多様な農林水産業が共存できるような貿易ルールに改め、急速な市場開放には絶対に応じないことを求めます。
 - ②FTA交渉においては、これ以上の農林水産物の関税撤廃・削減を行わないことを求めます。とくにオーストラリアとの交渉にあたっては、重要な農産物は交渉から除外することを求めます。

- ③WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映することを求めます。
- ④貿易による環境への影響を調査し、公表することを求めます。
- ⑤生物多様性条約国際会議で開催国として、生物多様性の保全や希少生物の保護、遺伝子組み換え作物の国境移動問題などでリーダーシップをとることを求めます。

4. 食料・農業・農村政策について（農林水産省、内閣府）

- ①食料自給率の引き上げ、食の安全・安定、「戸別所得補償制度」の確立、担い手や農地の確保、環境問題など、食料・農業・農村政策を抜本的に転換することを求めます。
- ②食の安全性確保と環境に負荷を与えない有機農業の推進に向けた施策の確立や、環境保全型農業への直接支払いなどの奨励制度を作ることを求めます。

5. 食の安全について（内閣府、厚生労働省、農林水産省、文部科学省）

- ①食品安全委員会の審議に、市民の意見を反映させることを求めます。安全性の評価にあたっては、「予防原則」の立場に立って、予想される結果が重大な場合は、科学的根拠が不十分であっても規制を行うことを求めます。
- ②食品偽装や輸入食品の安全性などに対する対策の徹底、表示の改善をおこなうことを求めます。そのため、食品表示に関する法律を一本化した「食品表示法」（仮称）を制定するとともに、原料・原産地表示の徹底・拡大、製造年月日表示の義務付けを行うことを求めます。
- ③食品安全基準は、国際基準によって緩和されることのないよう規制を強化するとともに、食品の検査・検疫、表示制度の充実を図ることを求めます。
- ④放射線照射食品の認可拡大は行わないことを求めます。
- ⑤BSE（牛海綿状脳症）問題にともなう、アメリカ産牛肉等の輸入条件の緩和要求に応じないことを求めます。また、牛肉およびそのすべての加工品の販売、外食、中食において、原料・原産地表示を義務化することを求めます。
- ⑥クローン家畜由来の食品の流通は慎重を期すとともに、表示のあり方も検討することを求めます。
- ⑦遺伝子組み換え食品は、国内における商業的作付けを禁止するとともに、表示制度をヨーロッパ並みに改善することを求めます。
- ⑧健康食品の表示・広告等の規制をおこなうことを求めます。
- ⑨学校給食での自校調理方式、栄養教諭制度の推進、地場農産物の使用拡大を図ることを求めます。